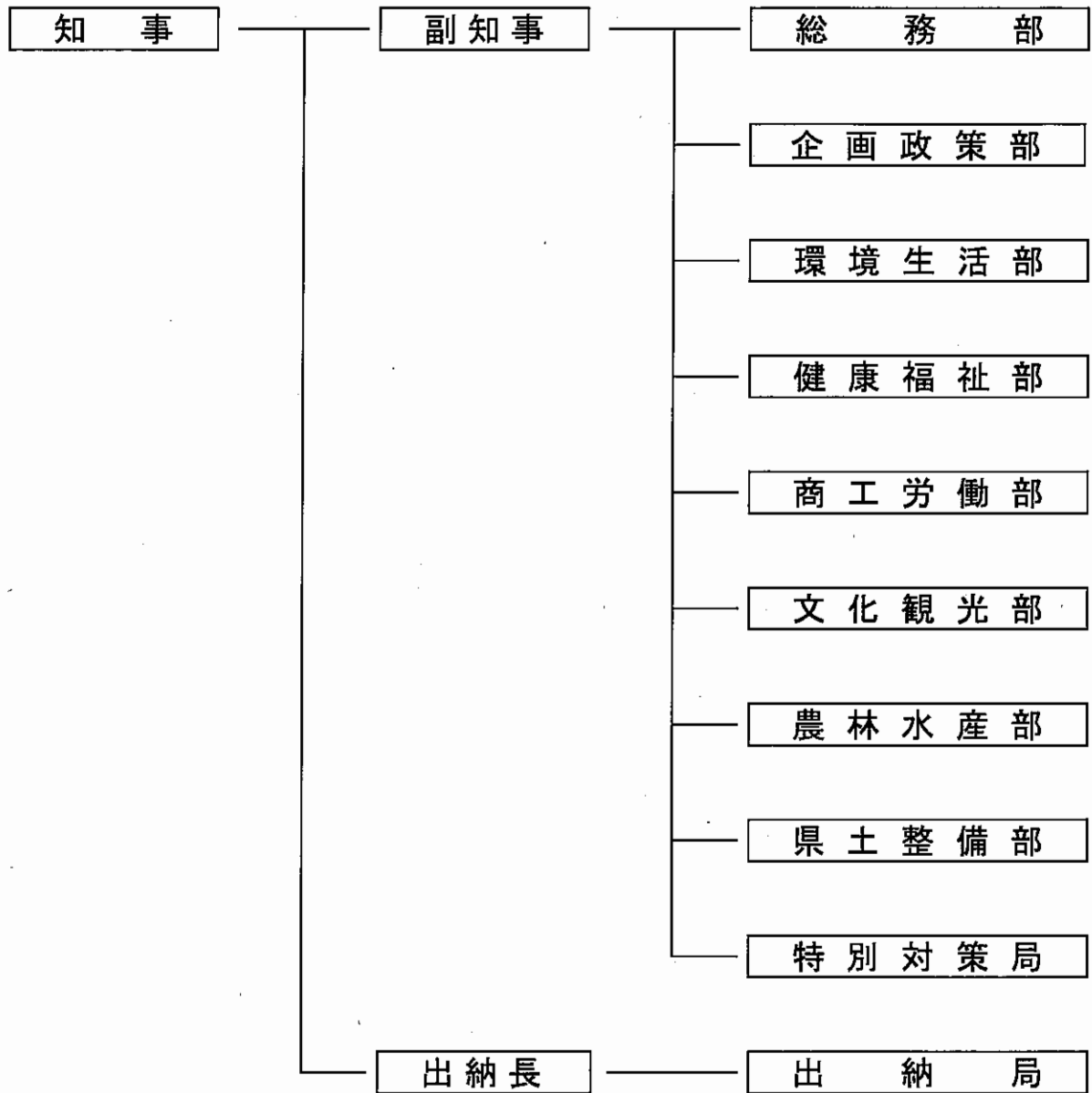


県の組織体系



公営企業局

議会

各行政委員会

○ 各 部 局 の 分 掌 事 務

総務部

- 1 職員の人事及び福利厚生に関する事項
- 2 議会及び県の行政一般に関する事項
- 3 県の予算、税その他の財務に関する事項
- 4 条例の立案その他他の部及び局の主管に属しない事項

企画政策部

- 1 県行政の総合的な企画及び調整に関する事項
- 2 地域経済開発に関する事項
- 3 県行政の基礎調査に関する事項
- 4 統計に関する事項
- 5 市町村その他公共団体の行政一般（税政を除く。）に関する事項

環境生活部

- 1 青少年の健全育成及び男女共同参画に関する施策の総合調整に関する事項
- 2 消費者の保護、交通安全その他県民生活の向上に関する事項
- 3 生活環境及び自然環境の保全に関する事項

健康福祉部

- 1 保健、医療及び公衆衛生に関する事項
- 2 社会福祉に関する事項
- 3 社会保障に関する事項

商工労働部

- 1 商業及び工業に関する事項
- 2 計量、高圧ガス等の保安及びエネルギーに関する事項
- 3 労働に関する事項

文化観光部

- 1 観光に関する事項
- 2 文化振興及び国際交流に関する事項

農林水産部

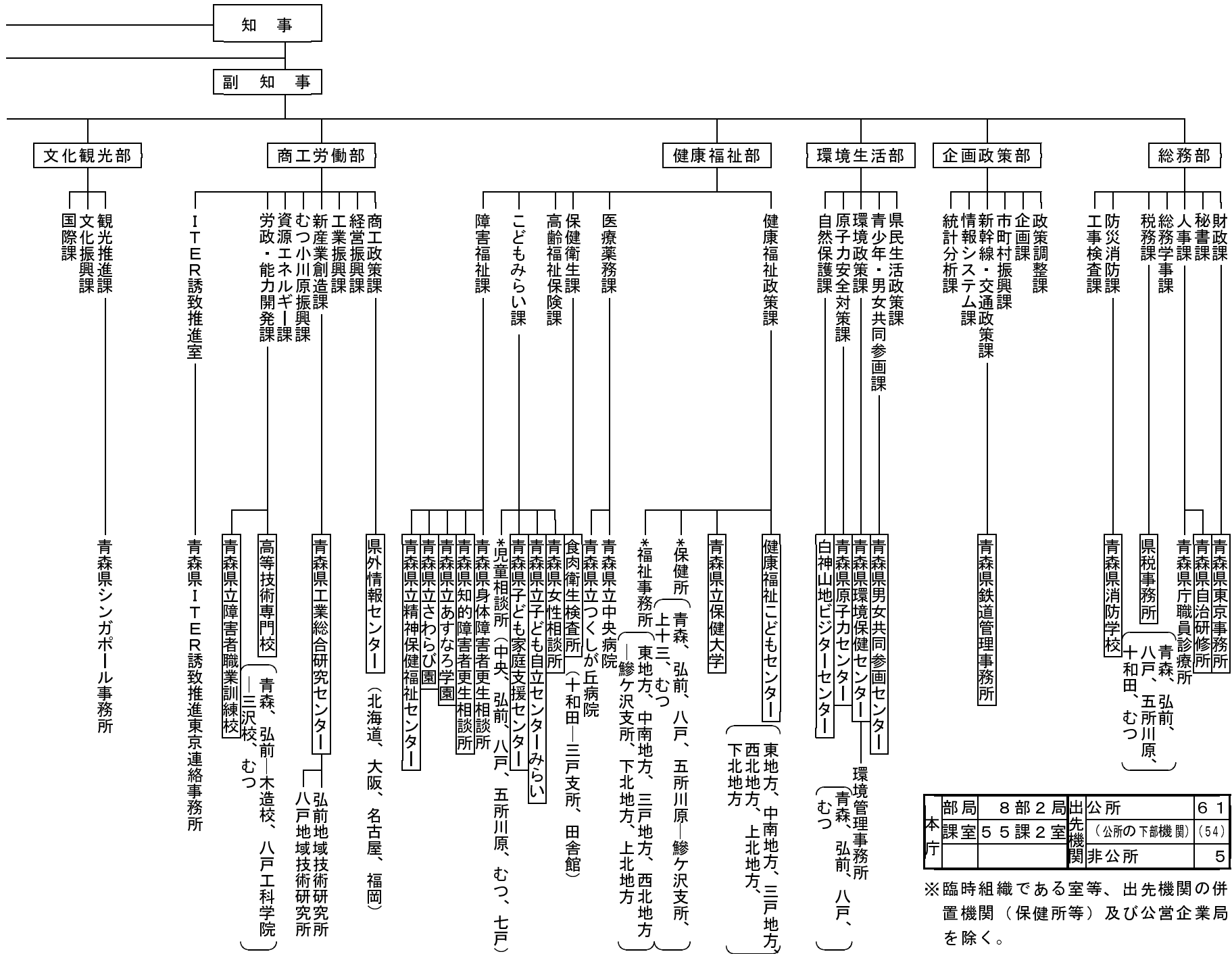
- 1 農業、林業、畜産業及び水産業に関する事項
- 2 農地関係の調整に関する事項
- 3 土地改良その他の農村整備に関する事項
- 4 漁港に関する事項

県土整備部

- 1 道路及び河川に関する事項
- 2 都市計画に関する事項
- 3 住宅及び建築に関する事項
- 4 港湾（漁港を除く。）、空港その他県土の整備に関する事項

特別対策局

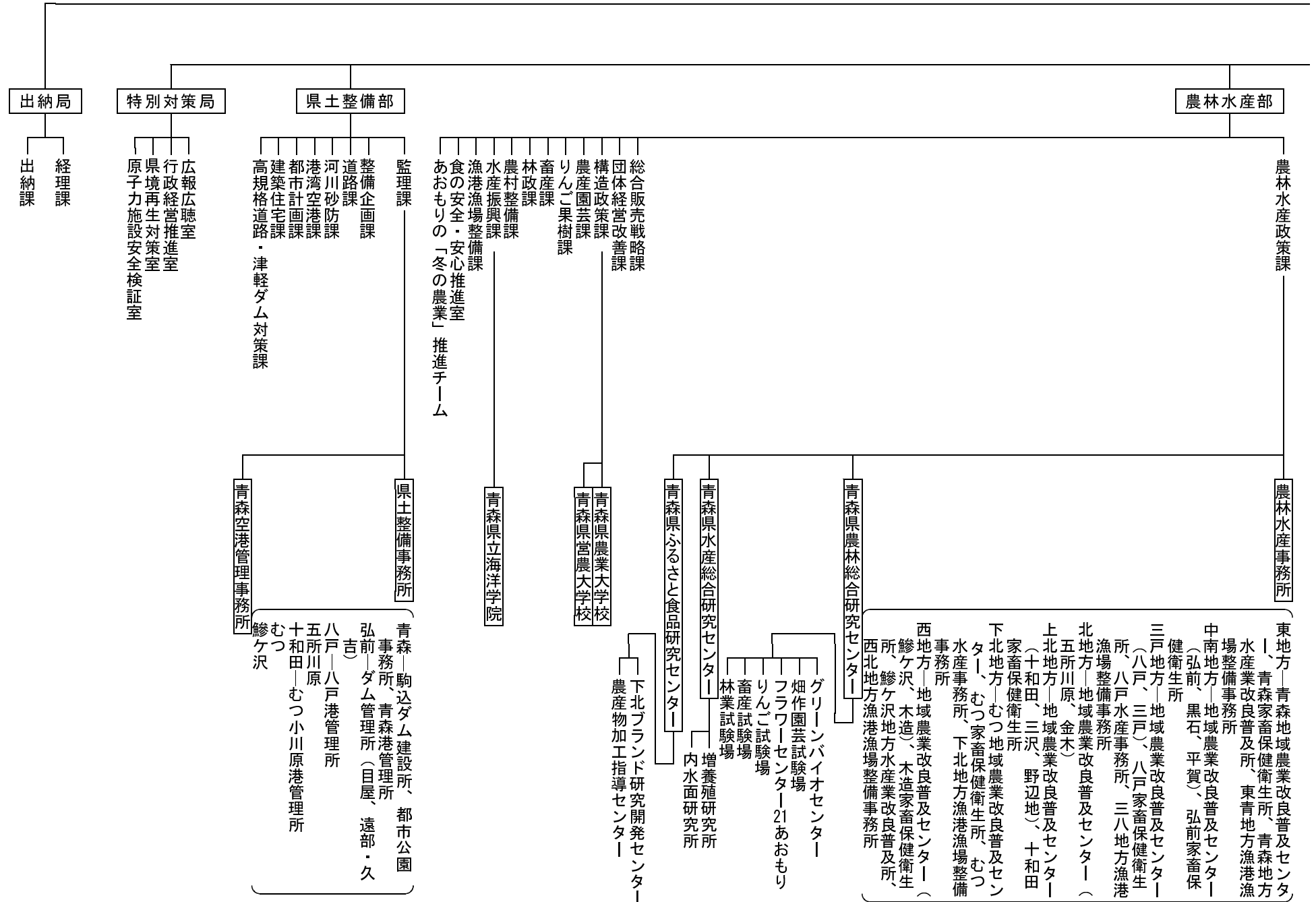
- 1 広報及び広聴に関する事項
- 2 特別の施策に関する事項



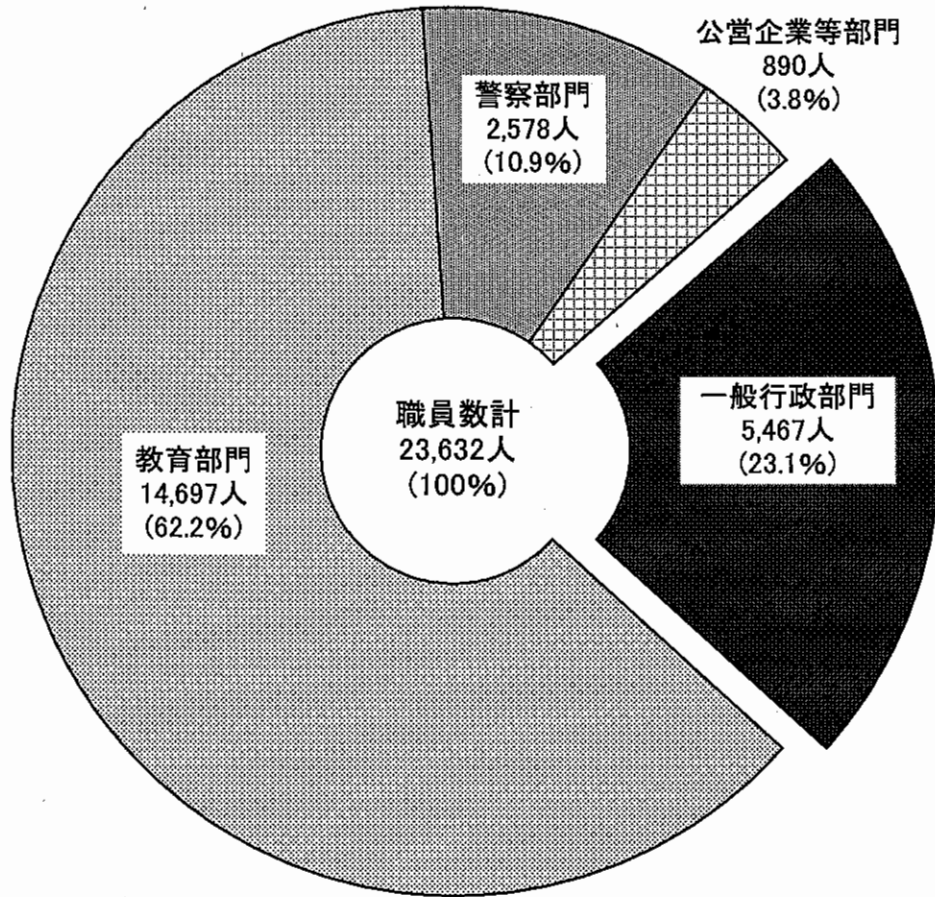
本庁	部局	8部2局	出先機関	公所	61
	課室	55課2室	公所 (公所の下部機関)	非公所	(54) 5

※臨時組織である室等、出先機関の併置機関（保健所等）及び公営企業局を除く。

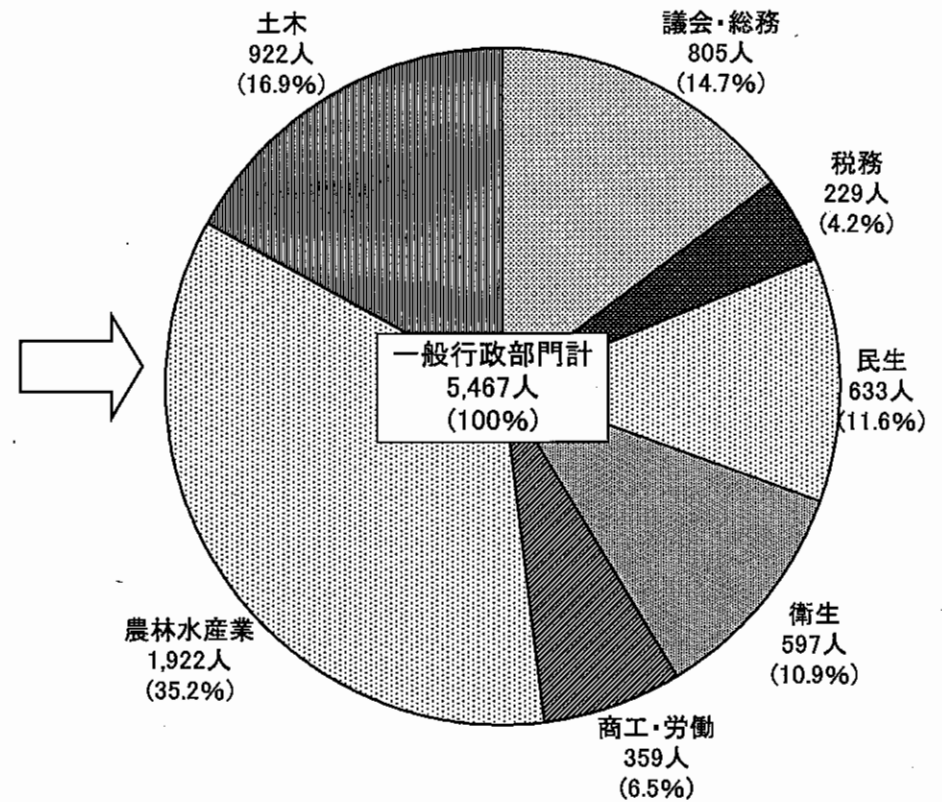
【注】は財務規則の公所を示す。
*保健所、福祉事務所及び児童相談所は、健康福祉子どもセンターに併置。



職員数の部門別内訳 (H15. 4. 1現在)



<一般行政部門の内訳>



* 「一般行政部門」の職員数は、再任用短時間勤務職員を含んでいない等、定員適正化の対象となる「一般行政部門」とは一部異なる。

一般行政部門職員数の推移とこれまでの定員適正化の取組状況

(H16.4.1現在)

	S60.4.1	S61.4.1	S62.4.1	S63.4.1	H1.4.1	H2.4.1	H3.4.1	H4.4.1	H5.4.1	H6.4.1	H7.4.1	H8.4.1	H9.4.1	H10.4.1	H11.4.1	H12.4.1	H13.4.1	H14.4.1	H15.4.1	H16.4.1	H17.4.1 (見込)	H18.4.1 (見込)
職員数	6,260	6,230	6,159	6,111	6,039	5,981	5,944	5,926	5,914	5,932	5,919	5,904	5,912	5,872	5,792	5,771	5,720	5,655	5,483	5,321	-	5,260
対前年	-	30	71	48	72	58	37	18	12	18	13	15	8	40	80	21	51	65	172	162	(61)	
定員適正化 の取組状況	「職員定数適正化計画」 S59.4.1～H1.4.1… 221人 (S60.4.1までの実績は除く。)					「第2次職員定数適正化計画」 H1.4.1～H6.4.1… 107人					「職員定数適正化基本方針」 「第4次職員定数適正化計画」 H6.4.1～H10.4.1… 60人				「定員適正化計画」 H10.4.1～H13.4.1 … 152人		現行の「定員適正化計画」 H13.4.1～H18.4.1… 460人(計画) (H16.4.1現在実績: 399人, 87%)					

* 「一般行政部門」とは、教育、警察、大学、病院及び公営企業を除く部門。

* 「H17.4.1」～「H18.4.1」の()内の数値は、定員適正化計画の目標達成のための残適正化数。

